（平成四年農林水産省告示第百三号の一部改正）

第五条　平成四年農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	
負担金の区分	支払方法
（略） （略）	（略）
一　土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。）附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
二　四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（据置期間を含む。）を当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により行う同項各号に掲げる土地改良事業（以下「復旧事業等」という。）を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分（四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあっては、第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）を超えない率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

改正前	
負担金の区分	支払方法
（略） （略）	（略）
一　土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号。以下「四十七年改正令」という。）附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。	
二　四十七年改正令附則第九項第二号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同令附則第八項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（据置期間を含む。）を当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して十五年を、据置期間を三年をそれぞれ下らない期間とし、利率を年五分（四十七年改正前令第五十二条第三項に規定する事業に係る負担金にあっては、第一号の㈢の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年五分、指定日後事業費額に係る負担金の部分につき当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率）を超えない率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該市町村の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法